# 富里市小・中学校GIGAスクール構想ガイドライン

R4.4.1



富里市教育委員会

# 第1章 富里市GIGAスクール構想

「ふるさと富里を誇りにし、このまちの未来を拓き世界に羽ばたく子どもを育てる教育」を教育施策の基調とするとともに、変化する社会・新たな社会を生き抜くために、年齢や障害の有無に関わらず、主体的に自分らしく輝くための学びや知識、技能を身に付け、活用できるよう教育の振興を図っております。

GIGAスクール構想においては、令和元年12月9日に発表され、1人1台端末と高速通信環境を実現することにより、子どもたち一人ひとりの反応を踏まえた双方向型の一斉授業、一人ひとりの学習状況に応じた個別学習、多様な意見に即時に触れられる協働学習を行い、子どもたちの主体的・対話的で深い学びを促すことを目的としています。(文部科学省)

富里市教育委員会では、「家庭で育て、学校で伸ばし、社会で磨く教育」の基本理念を基に、令和の時代における学校のスタンダートとして 1 人 1 台端末及びネットワーク環境を最大限に活用し、「富里市教育振興基本計画」のさらなる充実に努めてまいります。

GIGAスクール構想によるICT端末の整備は、学びを深めると同時に、デジタル社会で生きる子どもたちに、人生のあらゆる場面でデジタルを安全かつ効果的に活用し、自らの人生を豊かにするために使用します。授業での積極的な活用はもちろん、特別活動や部活動等、学校生活をより豊かにするための活用もできるようにしていきます。

また、ICTの活用は我々教職員の働き方についても改善し、子どもと向き合う時間を多く確保するためにも活用していきます。

児童生徒及び教職員による積極的な活用を促すことはもちろんのこと、新しい教育やコミュニケーション、そして職場環境を創造する機器としての活用を ぜひお願いします。

# POINT

# 【GIGAスクール構想とは】

児童生徒1人1台端末と学校における高速大容量のネットワーク環境等を一体的に整備することにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境の実現を目的とした取組を言います。

# 【富里市におけるICT環境整備の内容】

富里市においても、国のGIGAスクール構想に基づき、学校における教育ICT環境の整備を進めています。

#### ★1人1台端末の整備

令和2年度末に全ての市立小学校4年から中学校3年の児童生徒(特別支援学級を含む)、令和3年9月に小学校3年、<mark>令和4年2月に小学校1・2年の児童1人1台のタブレット端末を整備しました。</mark>

# ★校内ネットワーク環境等の整備

市立小中学校における校内ネットワーク回線として無線LANアクセスポイントを設置しました。

市立小中学校の教室等にタブレット端末を保管、充電するための電源キャビネットを設置しました。

#### ★家庭学習のための通信機器の整備

学校の臨時休業等の緊急時においても児童生徒が学習を継続できるよう、モバイルWi-Fiルーターを整備しました。(無償貸与)

※通信費や契約に関わる費用については、家庭での負担。

## ★ICT支援員の配置

ICTを効果的に活用した授業を展開するため、ICT支援員を配置し、学校に対する授業時の端末操作やトラブル対応の支援を行います。

# 第2章 目指す姿

# 1. 基本方針

Society 5.0時代、社会構造が大きく変化する中で、子どもたちに求められている能力が変化しています。将来の予測が困難な状況にあって情報や情報技術を受け身ではなく、主体的に学び、それを活用していく力が求められています。

また、日本語指導を必要とする児童生徒や発達障害を抱えた児童生徒等、多様な子どもたちが増加する中で、個別最適化された学びを提供し、求められる能力の育成を実現するためにICTを活用した教育が注目を集めています。

このような中、本市においても新型コロナウィルス感染症による学校の休業により、ICT環境の脆弱さが露呈し、教育のICT化は待ったなしの状況にあります。新しい学びの形として、国が進める「GIGAスクール構想」による、1人1台端末をはじめとしたICT機器を最大限活用して、教育環境の充実、個に応じた指導の充実により、教育の質の向上を図り、児童生徒の確かな学力の育成を図っていきます。

# 2. 端末活用の基本的な考え方(目標設定)

本市では、学びの本質を、「教師が児童生徒に疑問を投げかけたり意見を求めたりすることや、児童生徒同士が個別に獲得した事実の共有や意見交換することを通して、社会の一員として必要な知識やよりよい考え方を身に付けること」と捉えています。

このような学びの実現には、協働的な学習が不可欠であり、この学習をより効果的・効率的に進めるために端末の活用を取り入れていく必要があります。

## (1)情報教育の更なる活用(授業での積極的な活用)

# ア 一斉学習による学び(教員による教材の提示)

大型モニターや児童生徒用端末に教員が画像や音声、動画等を書き込み、児童 生徒の知的好奇心を刺激しながら興味・関心を喚起することで、学習課題への理 解を深める効果が期待できます。

## イ 個別最適化された学び

一人ひとりの特性や習熟の程度に応じて学習するにあたり、習熟度に応じて ドリルソフトやデジタル教材を用いること、各自のペースで情報収集できる場 と時間を保障することで、個別最適化された学びの実現を図ることができます。

#### ウ 主体的・対話的で深い学び

学習課題に対する自分の考えを、書き込み機能を持つ大型モニター等を用いて、グループや学級全体にわかりやすく提示し、個人の考えを整理して伝え合うことにより、思考力や表現力を培ったり、何度も話し合ったりすることにより、より理解を深める効果が期待できます。

# エ 特別な配慮が必要な児童・生徒の教育の充実

小中学校においては、弱視や難聴、知的障害や肢体不自由または病弱等の特別支援学級が設置されており、ICTを一人ひとりの障害の状態に応じて活用し、 学習意欲を引き出したり、集中力を高めたりする効果が期待できます。

# (2) 臨時休校等緊急時における活用(今後の対応)

ICT機器を家庭に持ち帰り、動画やデジタル教科書・教材を用いて、授業の予習・復習を行うことにより、各自のペースに合わせた学習に取り組むことができるようにします。

家庭でインターネットを活用することにより、様々な調べ学習や意見交換を 行う等の家庭学習に取り組めるようにします。

# 3. 学校におけるICTを活用した学習場面

# (1) 一斉での学び(一斉学習)

1人1台端末を活用することで、教員が授業中でもリアルタイムで一人ひと りの反応を把握し、それを踏まえた双方向型の一斉授業が可能となることも期 待できます。

動画や音声等を含む教材の活用や提示方法の工夫等により、子どもたちの興味・関心を喚起することを期待できます。また、学習課題等の効果的な提示や説明をすることで学習活動を焦点化し、子どもたちへの学習課題への理解を深めることが可能となります。

# (2) 個人での学び(個別学習)

インターネット等による即時的な情報収集や観察における写真や動画等による記録等、学習課題に関する情報収集の充実を図ることが可能となります。また、写真、音声、動画等を用いて、多様な表現を取り入れた資料や作品を制作することができます。さらに、動画コンテンツやデータの保存機能等を用いることにより試行を繰り返したり、試行や制作の過程を振り返ったりする等、学習課題の追究の充実を図ることが可能となります。

# (3)集団での学び(協働学習)

課題解決に向けた追究の場面等において、端末を介して互いの考えを表現し合い、複数の考えを視覚的に共有し、協働して意見を整理する機能や、協働してポートやプレゼンテーションを作成する機能等の活用により、多面的・多角的に考えたり、新たな表現や考えに気付いたりする等、子どもの思考力・判断力・表現力等が一層活性化された充実した学びを展開することができます。

また、インターネットの活用により、海外を含めた様々な分野の専門家等、 学校の壁を越えた多様な相手との学び合いが可能となることも期待できます。

例えば、各自の考えを即時に共有し、共同編集ができることや、全ての児童 生徒が情報の編集を経験しつつ、多様な意見にふれることが可能となります。



〈資料〉文部科学省

# 第3章 導入環境及び導入端末について

- 1. 端末について
- (1) タブレット型ノートパソコン
  - <機能の特徴>
    - ○キーボードを取り外してタブレット端末として使用できる。
    - ○前面と後面にカメラがあり、写真・動画撮影ができる。
    - ○無料の基本アプリケーションが充実している。
    - ○電池の持ちがよく、長時間の使用が可能である。
    - ○インターネットとの接続はセキュリティソフトを設定している。
    - ○自然故障・物損保障(5年間)が付いている。
- (2) デバイス名について

 $S20-00001\sim S20-02460$ 

 $S21-00001\sim S21-00426$ 

 $S22-00001\sim S22-00725$ 

- ※端末の学校間移動は原則行わないが、状況に応じて検討する。(小学校から中学校への端末移動もなし)児童生徒数が減り、余った端末は、学校教育課で保管し予備機として運用する。
- (3) 家庭貸与用モバイル Wi-Fi ルーター 製品名「U3」 家庭貸与用モバイル Wi-Fi ルーターは申請のあった家庭に貸与を行う。
  - ○家庭貸与用モバイル Wi-Fi ルーター
    - ・家庭に通信環境が整っていない家庭、通信環境の見直しを行いたい家庭からの申請を受けて貸与を行う。貸与する台数は各家庭1台とする。
    - ・通信費等は各家庭で負担を行う。

# <Wi-Fi ルーターの特徴>

- ○下り最大 150Mbps、上り最大 50Mbps の通信速度
- ○最大同時接続機器台数は10台
- ○連続通信可能時間は12~13時間
- ○4G LTE に対応した世界中で使える Wi-Fi ルーター



サイズ	$126 \mathrm{mm} \times 66 \mathrm{mm} \times 10 \mathrm{mm}$
重量	125g
利用可能な周波数	FDD-LTE バンド:
	1/2/3/4/5/7/8/9/12/13/17/18/19/20/25/26/28/66
	TDD-LTE バンド: 34/38/39/40/41
	WCDMA バンド: 1/2/4/5/6/8/9/19
	GSM: 850/900/1800/1900MHz
下り最大通信速度	150Mbps
上り最大通信速度	50Mbps
最大接続機器数	10 台
Wi-Fi 通信規格	IEEE802. 11b/g/n
充電ポート	USB Type-C
SIMスロット	nano SIM×1
バッテリー容量	3000mAh
最大通信可能時間	12~13 時間
対応電源種別	DC5V

## 2. 使用アカウント

- (1) Microsoft アカウントについて
  - ①教職員には、<u>有料GIGA promo アカウントまたは、</u>A1ライセンスアカウントを与える。
  - ②児童生徒には、有料GIGA promo アカウントを与える。
- (2) 各種アカウントの管理について

アカウントとパスワードの管理について、児童生徒に以下3つのスキルを 身に付けさせる。

- ①自分の力でログイン・ログアウトできるようにする。
- ②パスワードを人に教えない理由を知り、教えない態度を身に付ける。
- ③パスワードを忘れたらデータにアクセスできないことを知り、厳重に管理する。
- 3. 主な導入アプリケーション
  - OMicrosoft365Education GIGA Promo
  - ○SKYMENU Cloud GIGAスクール拡張キット
  - ○まなびポケット
  - OF-Secure
  - OScratch Desktop3.0
  - OGoogle Chrome

# 第4章 整備と基本設定について

- 1. 端末の充電について
  - ○端末の充電は、原則として学校の充電保管庫 を使用する。使用する際に、保管庫から出し、 使用後には保管庫に格納し充電する。
  - ○持ち帰る際は、端末の充電が十分残っている か確認する。
  - ○ACアダプタは、必要に応じて持ち帰ること を可とする。登校する際には、必ず持ってくる ようにする。



- 2. 故障・破損・盗難時の対応
  - ○通常の使用による自然故障は、5年間のメーカー保証とする。
  - ○自然故障や故意ではない落下等による破損では、修理完了まで市教育委員会 (以下:市教委)に保管している代替機で対応する。
  - ○紛失・盗難等は、市教委に連絡し、必要に応じて警察へ通報すること。その際の代替機は、自然故障の場合と同様である。
  - ○亡失または損傷については、「富里市立小学校及び中学校 におけるタブレット型情報端末の利用及び管理に関する 要綱」のとおりとする。



- ※端末を持ち帰る際、学級担任は持ち帰る前に破損等ないか現状を確認すること。
- ※タブレット端末は高価なものであり、貸与したものを含め、台数や破損等の 状況把握に努めること。また、学級担任は毎月1回程度、端末の破損がない か確認をすること。
  - ・端末の画面に割れがないか。
  - ・端末の電源が入り、正常に起動するかどうか。
  - ・校外で使用した際は、帰校時に破損状況を目視確認する等。
- 3. アプリケーションのインストールについて
  - ○導入当初は、すでにインストールされているアプリケーションを活用する。
  - ○児童生徒が学習を深めたり、教職員の働き方を改善したりするために活用 できると校長が判断したものについては、市教委と相談し、協議を行う。

- 4. 端末を効果的に活用するための追加整備について
  - ○市教委として一律の整備をしていないものの中で、学習に効果があると考えられるもの(デジタルペン、画面フィルム等)の整備については、教材費等を活用して校長の判断で行う。
  - 例) デジタルペン (スタイラス) の場合
  - ①個人で購入したものを、必要に応じて持ち込むことを認める。(紛失等に気を付ける。)
  - ②教材費等で購入する。
  - ※追加整備は、少なくとも中学校区で揃えることが望ましい。(中学進学時に タブレット環境の違いが生じるため。)
  - ※①は、合理的配慮であり、他の文房具と同様の扱いとして実施しやすい。
  - ※学校として、1人1本持たせたい場合は、②を推奨する。その際、家庭の負担も考慮し、あまり高価なものではない方が望ましい。(100円ショップ等でも購入可能である。)
  - ※デジタルペンを使用する場合も、タイピング能力の育成の観点から、キーボードでの文字入力をおろそかにせずに指導する。

# 第5章 導入端末の具体的な使用について

- 1. 使用時間について
  - ○学校での使用時間の制限は共通には設けない。ただし、健康面や発達段階等を考慮し長時間使用したら目を休めるよう指導し、連続使用時間には気を付けるようにする。
  - ※目の健康のため、画面との距離を離して使用をするように指導する。
  - ○休み時間においても、学習に関連する目的であれば使用してもよい。
  - ○家庭での使用時間は、保護者の責任において各家庭で定める。各校は、保護者に子どもと相談する中で、使用時間のルールを定めるように促す。その際、発達段階や児童生徒の実態に応じて、目安となる時間を各校で設定しても構わない。
  - ○安全に登下校するために、登下校中には使用しないことを徹底して指導す る。
- 2. アプリケーションの活用について
  - ○教職員及び児童生徒はインストールされているアプリケーションを学習に 必要な範囲で自由に使用することができる。
  - ○児童生徒に新たに使用させたいアプリケーションがある場合は、市教委と 協議する。
- 3. カメラ・ビデオ撮影について
  - ○学習に関連する目的にのみ撮影できる。
  - ○人を撮影する時には、許諾をとるようにする。
  - ○肖像権を意識して使用できるように指導する。
    - ※盗撮行為は犯罪であり、法的に処罰されることがある ことを発達段階に応じて、繰り返し指導をすること。



- 4. Web 検索機能及びホームページの閲覧等について
  - ○学習に関連するもののみ検索する。
  - ○指導に際しては、100%安全なフィルタリングはあり得ないという認識を

し、不適切なサイトを児童生徒 自ら判断し、アクセスしないこ とで危険を避ける能力を培うよ う指導する。



# 5. 著作権等について

○授業目的公衆送信補償金制度を活用し、市教委が一括して著作権使用補償金を管理団体に支払い、児童生徒が学習に必要な範囲内で著作物のクラウド保存等ができるようしている。



○学習に必要な範囲を超えた著作物や商標権等を著しく侵害した場合は、法的に処罰される可能性があることを発達段階に応じて指導する。

# 6. デジタルドリルについて

- ○個別最適な学びを促す目的でデジタルドリル「まなびポケット等」を活用できる。
- ○国語(漢字)・算数・数学・理科・社会・英語の基礎・基本の学習や定着、 過去の学年に戻っての復習や学び直しをすることも可能である。
- ○使用するには、インターネットにつなぐ必要がある。
- ○各校で活用する場面を決め、積極的に活用することを推奨する。
  - 例1)授業の開始時の5分間、個別に必要な内容に取り組む。
  - 例2) ドリルタイム等を設定して活用する。
  - 例3) 学童保育や家庭で使用する。(Wi-Fi が使える場合)

# 第6章 オンラインを活用した家庭学習について

- ○オンラインを活用した家庭学習を行う場合は、市教委で貸与している端末 を持ち帰る他、家庭に同等の運用ができる端末がある場合はそれを活用し てもよい。
- ○オンラインを活用した家庭学習の実施学年や頻度は、発達段階や学校の実態 に応じて、校長が判断する。
- ○家庭学習の実施時期や実施回数は、学年間である程度揃えるようにする。
- ○オンライン家庭学習の環境が整わない児童生徒については、事情を配慮し、 同等の内容のプリントを配布する等、必ず学習の保障を行うようにし、環境 が整わないことで不利益が出ないように留意する。
- ○端末でフィルタリング制御しているので、学校と同様のインターネット接続 制限がなされる。
- ○校長は、オンライン環境が整わない保護者がいた場合、オンライン学習の意 図や利便性等について説明し理解を得る努力をする。

# 第7章 端末の保管

- ○端末は、日常的に使用するので、毎時間保管庫に戻すことは現実的ではない。通常は、机の引き出しに入れて、すぐに取り出して使用できるようにする。
- ○端末を学校に置いて帰るときには、充電保管庫に入れて帰る。
- タブレット端末を教室に置き、教室を移動するときの対応は、保管庫にしまいカギをかけたり、教室にカギをかけたりしなくてはならない。





※写真はイメージ

# 第8章 サポート体制

## ○サポートの目的

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T環境を実現することを目的とする「G I G A スクール構想」のもと、富里市立小中学校に対して、I C T 支援員の配置により、1人1台のタブレット端末等 I C T機器を活用した授業の安定稼働と活性化及び充実を図る。

## 1. I C T 支援員

## (1) 支援内容

- ①環境整備支援
  - 障害対応
  - 日常的なメンテナンス
  - ・簡単な障害対応及び一次切り分け

# ②授業支援

- 情報モラル、ICTリテラシー授業の支援
- ・遠隔授業の支援
- ・教員、児童生徒の機器、ソフトウェアの操作支援
- ・端末や大型提示装置等機器の動作確認及び設置等の授業準備支援

# 2. 学校サポートデスク (市教委)

## (1) 支援内容

○タブレット端末やソフトウェア等の不具合に関する問い合わせ及び基本的な操作方法に関する問い合わせに対し、聞取り・切り分けを行い、電話で回答できる内容については電話で回答し、学校現場での説明等が必要な場合はICT支援員と連携して回答する。また、必要に応じて、市教委で別途契約している各保守業者への連絡調整を行う。



○ネットワークの接続等の不具合に関する問い合わせ及 び障害発生時の問い合わせに対し、聞取り・切り分けを行い、電話で回答 できる内容については電話で回答し、必要に応じて、市教委で別途契約し ている各保守業者への連絡調整を行う。

#### (巻末付録)

# 富里市小・中学校 GIGAスクール構想 Q&A

- Q1 「YouTube」を視聴することはできますか。(社会科で市町村のPR動画を 見させたり、体育科で動画を参考にさせる時等に視聴させたりしたいので すが。)
- A→ 不可となります。著作権、有害コンテンツの観点から視聴できないように してあります。但し、教職員用のタブレット端末で授業用に児童生徒に視 聴させる場合には、可能となります。
- Q2 各種アカウントの管理については、ID やパスワードの変更を、定期的に することは可能でしょうか。
- A→ パスワードについては、定期的に市教委で一括して変更を行う予定です。
- Q3 故意の破損や何度も破損があった場合は、どのような対応になるのでしょうか。(故障や破損・盗難時の対応について、保護者への周知方法について)
- A→ 原則、保護者負担で対応をしていただきます。しかし、破損の状況等により様々なケースが考えられると思いますので、市教委と協議した上で対応をさせていただく場合があります。
- Q4 タブレットの点検は、具体的にどのようなことを行うことが望ましいのですか。破損状況の把握には安全点検簿のようなものを作成しますか。何かあれば点検簿の提出を求められますか?富里市共通で点検簿のひな型をつくることは可能ですか?
- A→ 市教委で点検簿を作成しますので、活用してください。点検簿は、年度内 の保管をお願いします。
- Q5 画面フィルムを貼るときは、テプラで貼ってある端末番号の上から貼る のですか。また、誰が貼ることになるのでしょうか。
- A→ 学校の裁量で保護フィルムを貼ることは可能です。テプラを剥がさないよう実施してください。(フィルムの一部をカットする等)。誰が貼るかについても、発達段階を考慮しながら、各学校で決定してください。

- Q6 授業以外の端末の使用は原則禁止にしてもよいのでしょうか。カメラと ビデオの使用も授業以外は禁止にしてもよいのでしょうか。
- A→ 授業以外の時間も一律に禁止とするのではなく、よりよい教育活動を進めたり、生活を豊かにするために活用したりすることは可能です。学校内での共通理解を図り、よりよい活用を進めてください。
- Q7 端末に名前シールを貼ってもよいですか?タブレットを消毒してもよいですか?タブレットをクリーニングする場合はどのようにすれば良いですか。クロスで拭く場合、クロスは学校で準備するのですか。
- A→ 痕が残らずきれいにはがせるのであれば貼っても構いません。次の子に 引き継ぐ際にもめるような原因をつくらないようご配慮ください。消毒や クロス等につきましては、市教委で用意はしませんので、学校判断で実施し てください。
- Q8 転出入があった場合には、どのような対応をすればよいのでしょうか。
- A→ 転出については、決まり次第、学校教育課まで連絡をお願いします。その後、アカウントの削除や変更を行っていきます。転入児童生徒については、学校教育課からアカウントを発行しますので、転入生の学年、学級が決まりましたらご連絡ください。端末については、原則学校内での対応をお願いします。端末が不足している場合には、学校教育課までご相談ください。